

催事申込書

申込NO

コード

契約NO

日立キャピタルコミュニティ株式会社 御中

貴社の運営する綾瀬タウンヒルズSCについて、別紙必要書類を添えて催事の申込みをいたします。

※法人の方は1番から個人の方は2番からご記入ください。(太枠内のみ)

申込日 年 月 日

1	会社名 団体名	㊟		
	所在地	〒 -	TEL	
2	代表者	氏 名	業歴	年
			出店事例 (SC名)	
3	担当者	氏 名	緊急 連絡先	
4	催事名	開催時間 : ~ :		
5	催事内容	最終日のみ開催時間 : ~ :		
6	催事期間	年 月 日() ~ 年 月 日() (合計日数: 日)		
7	利用料金	合計	円	(単価:25,000円/週 延長:3,200円/平日 4,500円/土日祝)
		消費税等(8%)	円	※開催場所
		総合計	円	
8	承諾事項	※催事の実行に際しては下記事項を遵守します。 1, 催事の運営管理は出店側で実施し、催事時間を厳守すること。 2, 催事の展開場所は、日立キャピタルコミュニティの許可する区画内とし、終了後は速やかに撤去すること。 3, その他「綾瀬タウンヒルズSC催事出店規定」を遵守し、日立キャピタルコミュニティの指示に従うこと。反した場合は即時催事を中止して頂きます。 4, 銀行振り込み明細書をもって領収書の発行に代えさせていただきます。		

● 本書のご提出に際し、会社経歴書または営業パンフレット(法人のみ)を添付してください。

● 本書記入事項及び添付書類は社外には漏洩いたしません。

● お申込み後のキャンセルは、原則不可とさせていただきます。別途キャンセル料を請求させていただきます。

<利用の可否>(日立キャピタルコミュニティ使用欄)

(決裁者)

(担当者)

1	申込書のとおり催事を許可します。
2	下記使用条件を追加し、催事を許可します。
3	否決(下記理由による)

⑧	⑦	⑥	④
---	---	---	---

(追加条件・否決理由・その他コメント)	新規	継続	確認
	/		⑤

<精算書(要口/不要口)・請求書(要口/不要口)作成依頼>(日立キャピタルコミュニティ使用欄)

● 支払日: 年 月 日【支払日は、催事開始日以前であること。その他は別途申請】

● 支払金額: 上記申込書のとおり【金額変更はできません。変更の場合は申込書再提出のこと】

● 発送先

1	上記申込書住所に発送(宛名補足:担当者・部署名等)
2	担当者発送(請求書は担当戻し)
3	右記住所に発送: 〒

(請求書作成者)

(申込書作成者)

⑩	⑨
---	---

③	②	①
---	---	---

綾瀬タウンヒルズSC催事出店規定

1. 出店申込と手続き

(1) 募集業種

雑貨・小物等物品の販売、販売促進キャンペーンを原則とします。

(2) 申込受付開始時期

- ① 申込は出店希望日の2ヶ月前から、日立キャピタルコミュニティ株式会社（以下、「SC事務所」という）にて受付致します。
- ② 出店希望の方は、事前に「SC事務所」まで電話連絡願います。

(3) 出店申込受付

- ① 「催事出店申込書」及び「綾瀬タウンヒルズSC催事出店規定」に必要事項を記入の上、会社経歴書（法人のみ）又は営業パンフレット及び出品資料等（以下、「申込資料」）を添付し、SC事務所まで提出（持参・郵送・メール）頂いた時点で、出店申込受付となります。その後原則面談の上、出店内容を確認させていただきます。なおメールの場合は、原本を改めてご提出ください。
- ② 提出頂いた催事出店申込書類、申込資料は返却致しませんのでご了承ください。
- ③ 面談後、1週間以内に出店の可否を連絡します。
- ④ 催事開催日の7営業日前までに、出店料金もしくは営業保証金をSC事務所指定の銀行口座にお振込ください。尚、振込手数料は出店者負担とします。

2. 催事出店営業管理規定

(1) 営業時間

営業時間は、午前10時から午後8時までを基本とし開店の15分前までには入店ください。

(2) 出店料

SC事務所と協議の上、決定いたします。

(3) 売上報告

出店期間中は売上及び客数を記録し、SC事務所所定の売上報告書をご提出ください。

(4) キャンセル料

催事開催日7日前からのキャンセルは、出店料金もしくは営業保証金全額をお支払頂きます。
お支払い方法は、原則預かり金から相殺させていただきます。

(5) 不可抗力による出店の解約

申込者とSC事務所双方の責めによらない天変地異や不測の事故・災害等で出店が不可能になった場合、出店料金は全額ご返金いたします。但し、そのために生じた損害の賠償はいたしません。（売上見込み金額、その他経費等）

(6) 出店の制限

以下の項目に該当する場合は、「催事出店許可」後であっても許可を取消します。

- ① 催事の出店により、他のテナント出店者及び周辺に混乱又は危険が予想される場合
- ② 公の秩序・風俗を乱す恐れがあると認められた場合
- ③ 宗教活動・政治活動に係る商品を販売する場合
- ④ 裸火を使用する場合
- ⑤ 利用の権利を他に譲渡・転貸した場合
- ⑥ 申込書等の記載事項に誤りがあった場合
- ⑦ 出店規定の条項に反し、SC事務所の要求にもかかわらず、これに従わない場合
- ⑧ 関係諸官庁から中止命令が出た場合
- ⑨ コピー商品、危険物等の展示及び販売をする場合
- ⑩ 綾瀬タウンヒルズSC内テナントで取扱されている商品と同じ物、又は類似する商品を販売する場合
- ⑪ 出店料金及び営業保証金を期日までにお支払されない場合
- ⑫ <別紙1>「反社会的勢力の排除に係る誓約書」を提出できない場合

(7) 出店時の注意及び禁止事項

- ① 看板、ポスター、チラシ等の掲示は、あらかじめSC事務所の事前承認を必要とし、所定の場所以外への掲示は禁止します。また、終了後は速やかに撤去してください。
- ② デイスプレイは、綾瀬タウンヒルズSC内の調和を損なわないものとしてください。
- ③ 出店期間中の人的、物的損害に対する賠償責任は、出店者側の負担となります。
- ④ 共用通路の通行に際しては、お客様の通行の邪魔にならないよう配慮してください。
- ⑤ 商品及び売上金は、各自の責任において管理し、営業中は原則ショップを無人にしないでください。
※SC事務所では商品、売上金の盗難等による損害賠償は一切行いません。
- ⑥ 商品販売時、店舗名称・連絡先がわかるレシートをお客様に渡してください。
- ⑦ 商品販売に関するお客様からの苦情、返品等については、責任をもって速やかに且つ誠実に対処してください。
- ⑧ 営業終了後は商品管理を確実にし、貸与した什器を指定の保管場所に移動・収納してください。
- ⑨ 火災・爆発その他危険を生じる恐れのあるものの持込は禁止します。
- ⑩ その他出店に際しては、SC事務所の指示に従ってください。

日立キャピタルコミュニティ株式会社 御中

以上の内容を確認し了承しました。

年 月 日

会社名

代表者

印

反社会的勢力の排除に係る誓約書

当社(または私)は日立キャピタルコミュニティ株式会社(以下、「HCC」という)の運営する綾瀬タウンヒルズショッピングセンターにおいてHCCが許可する催事営業(以下、「催事営業」という)を行うにあたり下記事項につき間違いのないことを誓約致します。

- 1 本誓約書において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。
- 2 当社(または私)は、現時点および将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約する。
 - ①反社会的勢力であること
 - ②反社会的勢力が経営を支配していること
 - ③代表者、責任者または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること
 - ④暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識されることまたはこの者とかかわり、つながりを持つこと
- 3 当社(または私)は、反社会的勢力と次の各号のいずれの関係も有しておらず、将来も持たないことを表明し確約する。
 - ①自己または第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど不当に反社会的勢力を利用する関係
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜の供与をするなど反社会的勢力に関与する関係
 - ③その他社会的に非難されるべき関係
- 4 当社(または私)はHCCに対して、次の各号のいずれの行為も、自らまたは第三者を利用して行わないことを確約する。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用い、HCCの信用を毀損し、またはHCCの業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 5 当社(または私)は、自らが催事営業の履行のために用いる者(個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる者を含み、以下、「履行補助者」という。)が、前記2・3・4の各事項のいずれかに該当または、行ったときには、ただちに該当履行補助者との契約を解除し、催事営業の中止措置を採ることを確約する。
- 6 当社(または私)が、催事営業の履行に関連して、反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、または履行補助者をして拒否させるとともに、すみやかに当該事実をHCCに報告及び、HCCの捜査機関への通報に必要な協力を行うことを確約する。
- 7 当社(または私)が前記2から5の各事項または確約のいずれかに反した場合には、HCCは何らの催告を要しないで、催事営業を中止することができる。
- 8 HCCが前項により催事営業を中止した場合には、当社(または私)に損害が生じても、HCCはこれを賠償することを一切要せず、また、当該中止によりHCCに損害が生じたときは、当社(または私)がその損害を賠償するものとする。

以上

日立キャピタルコミュニティ株式会社 御中

年 月 日

住所 _____

会社名 _____

代表者 _____ 印